人権教育指導者向け学習資料

KARA FULL

人権のいろ　いっぱい
いまKARA ここKARA　わたしKARA

No.7
テーマ
社会と人権

いろいろなマルが
重なりあえる社会へ

令和元年10月　福岡県教育委員会
福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課
福岡市博多区東公園７－７
ＴＥＬ　０９２－６４３－３９１８
ＦＡＸ　０９２－６４３－３９１９

■ 「人権を尊重するまちづくり」KARA ……… P 2
■ 「子どもの人権が尊重される社会」KARA … P 6
■ 「部落差別のない社会の実現」KARA ……… P10
■ 『あおぞら２』KARA ……………………………… P14
■ 「おすすめDVD」 KARA ………………………… P16

※音声コードがついています。
スクリーンリーダーソフト
でも読み上げ可能です。

障害者OK
利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/ jiyuriyo

人権を尊重するまちづくりに向けた提言

“人権が尊重される心豊かな社会をつくる”ことを基本理念とする福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）は、「一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会」、「同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する差別のない社会」を目指すことを掲げています。差別の解消に関する国の法律や県の条例の整備が進む一方、社会には現在もなお様々な人権課題が存在しており、それらが複合して差別という形になって、私たちの暮らしの中に現れています。そこで、本年度の第１号となる今回は、差別の解消に関する法律と共生社会について考えてみましょう。

※ 以下文中で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」を「ヘイトスピーチ解消法」「解消法」と表記している部分があります。

「ヘイトスピーチ解消法」は成立したけれど、いかに教育・啓発をしていくべきか

山口大学経済学部准教授　櫻庭 総

「解消法」の課題と５つのキーワード

今年の６月で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行から３年が経過しました。同法は罰則のない理念法であり、国と地方自治体による相談体制の整備（５条）、教育の充実（６条）及び啓発活動（７条）をもって対応するとしています。しかし、昨年10月に実施された「人権擁護に関する世論調査」では、ヘイトスピーチを伴うデモ活動等について半数近くが「知らない」と回答しており、取組が進んでいるとはいえない状況です。

ヘイトスピーチに関する教育・啓発は喫緊の課題ですが、では、私たちは何を学び、何を教えればよいのでしょうか。単なる悪口とはどこが違って、どこからがヘイトスピーチになるのでしょうか。「解消法」２条に不当な差別的言動の定義は示されていますが、これだけでは具体的な姿は見えてきません。そこで、５つのキーワードを手がかりにヘイトスピーチの特徴を考えてみましょう。

①　ヘイトスピーチに関する国際常識

一つ目は、1965年の第20回国連総会において採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に基づく「国際常識」です。2013年には人種差別撤廃委員会で「一般的勧告35人種主義的ヘイトスピーチと闘う」が採択されており、禁止すべきヘイトスピーチを考える際の参考になります。

あわせて確認しておきたいのは、この条約が必要とされるに至った経緯です。1959年のクリスマスからヨーロッパ各地で大規模なネオナチによるヘイトスピーチ・クライムが発生しました。これに対処するため、1960年に国連でナチズム非難決議が採択されるのですが、決議には法的拘束力がないため、さらに具体的な措置の履行を義務づける条約の採択が求められたのです。

つまり、ヘイトスピーチは、それが単に口汚い不快な表現だからではなく、マイノリティの虐殺・迫害への端緒となりうるが故に禁止されるべきなのです。ヘイトスピーチが放任される社会は、マイノリティの人々に不安に脅かされた生活を強いることになります。事実、ヨーロッパの国々では何らかのヘイトスピーチ規制法が整備されており、英米圏でもその国に応じた方法でヘイトスピーチ規制が行われています（英米圏については、奈須祐治西南学院大学教授の著書『ヘイト・スピーチ法の比較研究』（信山社、2019）が詳しい）。

② ヘイトスピーチの歴史性

二つ目は、ヘイトスピーチの「歴史性」です。梶原健佑九州大学准教授の例えですが、誰かの庭先で木製の十字架が燃やされていても、日本では「風変わりな焚き火」程度の認識しか持たれないでしょう。しかし、これはアメリカでは十字架焼却（cross burning）といってヘイトスピーチの典型です。十字架焼却が白人至上主義者団体の儀式に採り入れられ、黒人を襲撃する際のメッセージとして用いられるようになったという歴史的経緯があるからです（梶原健佑「ヘイト・スピーチと『表現』の境界」九大法学94号94頁参照）。

ここから分かるように、ある表現があるマイノリティの人々にとってヘイトスピーチ性を持つかどうかは、その人々が被ってきた過去の差別・迫害の歴史に大きく規定されます。それゆえ、許されないヘイトスピーチを知り、それを解消するためには、国や自治体はその地域での差別の歴史や実態を明らかにする必要がありますし、私たちはそこから学ばねばなりません。

③ ヘイトスピーチの構造性

三つ目は、ヘイトスピーチの「構造性」です。ここではヘイトスピーチを行う人々の側に焦点を当ててみましょう。いったいなぜ、「ゴキブリ朝鮮人」「日本から出て行け」などと街中で叫ぶのでしょうか。あんな乱暴で品のない言動をするのは一部の変わった人たちだけだ、と多くの人は思っているようです。本当にそうでしょうか。ある排外主義団体を取材した安田浩一さんは、「人のよいオッチャンや、優しそうなオバハンや、礼儀正しい若者の心のなかに潜む小さな憎悪」が、排外主義をつくりあげ、そして育てている、と答えています（安田浩一『ネットと愛国』（講談社、2012）364頁）。

どうやら、一部の「確信犯」を除けば、どこにでもいる「普通の人」がふとしたことでヘイトデモにハマってしまうようです。安田さんの取材に対して、デモの参加者は、「最近、中国語や韓国語の看板が増えてきて、なんだか街が侵食されているようで悲しい」、「向こうの反日に対抗するためにやっているだけだ」等と話しています。排外主義的な活動には参加せずとも、内心ではこのような気持ちを抱いている人は、残念ながら少なくないように思います。僕の知っている学生でも、普段はとても優しいのに、雑談のなかでポロッとこんな意見を悪びれずに口にした人がいてとても驚いた経験があります。

もしこのような状況を改善したいのであれば、ヘイトスピーチの現象のみならず、それが生み出される「構造」にも目を向けなければなりません。例えるなら、日本社会という土壌にはマイノリティに対する無知・偏見という養分がふんだんに残っており、ヘイトスピーチや差別という草木が育ちやすい環境にあるといえそうです。そうであるとすれば、闇雲に草木を刈り取るだけではなく、土壌じたいを改善しなければ効果がありません。社会に根強く残っている偏見を正すことなく、単に「ヘイトスピーチ、許さない。」とだけ言われても、偏見を素朴に信じこんでいる人の心には響かないでしょうし、マイノリティに差別的な政策をとっている国や地域が「ヘイトスピーチはよくない」と訴えても説得力に乏しいように思われます。

④　ヘイトスピーチの非対称性

四つ目は、ヘイトスピーチの「非対称性」です。マジョリティとマイノリティではヘイトスピーチ被害の受け止め方が異なるということです。ある言動が差別ではないかと問題になったとき、往々にして加害者側は、そこまで乱暴な言葉遣いはしていないとか、差別の意図はなかった、という言い訳をします。しかし、桧垣伸次福岡大学准教授によれば、レイシズムの本質的な問題は、そのような表面的な次元の話ではないといいます。加害者の意図がどうあれ、被害者の被害は変わらないのであり、むしろ、加害者本人も差別に気が付いていないという「無自覚性」がより問題なのだといわれます（桧垣伸次『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察』（法律文化社、2017）48頁以下参照）。

外国人に対するヘイトスピーチ問題についていえば、日本の社会における日本人は、潜在的被害者ではなく潜在的加害者であるマジョリティの側に属しており、ともすればヘイトスピーチの被害を勝手に「こんなものだろう」と決めつけがちです。だからこそ、対等な関係でなされる悪口・罵詈雑言と同じレベルで考えてしまい、「言論には言論（だけ）で対抗すればよい」といった反応がでてくるわけです。

これまでヘイトスピーチ問題については加害者側の「悪質さ」を追求することに焦点が当てられていたようにも思いますが、ヘイトスピーチの「非対称性」や「無自覚性」を克服するためにも、ヘイトスピーチを実際に受けた人々の多様な被害実態に耳を傾け、目を向ける必要があります。

⑤　閉鎖社会か共生社会か

　最後に、ヘイトスピーチに関する教育・啓発の目指す方向性について考えてみましょう。前述のとおり、潜在的加害者の立場から教育・啓発と聞けば、「自分が責められているようで聞きたくない」「他人事として受け流そう」という感覚にどうしても陥りがちです。ともすれば、「このままでは迂闊に言いたい事も言えない、息苦しい閉鎖社会になってしまうのではないか」という印象を持つ人もいるかもしれません。

　もちろん、本来の教育・啓発の目的は全く違うはずです。それは、その問題についての自分自身の当事者性を意識し直し、人間的に成長することで、この社会や地域とより良い関わりを持つためのものであるはずです。そこに負のイメージはありません。ヘイトスピーチや差別のない地域は、誰もが心から住みたいと思う地域でしょうし、他所にも誇れる共生社会であるはずです。

　したがって、教育・啓発によってもたらされるものが閉鎖社会ではなく豊かな共生社会であることを伝えることも大事な視点です。そして、それに劣らず重要なのは、頭ごなしの教育・啓発ではなく、教育者自身も当事者から学び、ともに考える姿勢を持つことです。

　日本ではヘイトスピーチに対する本格的な取組は始まったばかりです。ヘイトスピーチが深刻な人権問題であることを理解することがまずもって大事ですが、さらに、ヘイトスピーチを克服した地平に待っている素晴らしい共生社会のヴィジョンを、当事者や地域住民、子どもたちと一緒に模索していけるような取組に結実することが期待されます。このような取組に法的な根拠を与え、実効性あるものとするためにも、法律や条例は大きな役割を有しています。あとは、私たちがそれをどう活用するか、です。

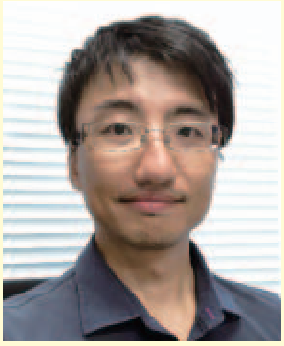

【櫻庭 総（さくらば おさむ）准教授　プロフィール】

山口大学経済学部准教授。専攻は刑事法学。ヘイトスピーチ規制に関する論文を多数執筆。

主著に『ドイツにおける民衆扇動罪と過去の克服』（福村出版 2012）がある。近年は講演会の講師も務める。

福岡県 KARA

　ヘイトスピーチ解消に向けた国際的な潮流、法制定までの動きについては、「人権教育は今 vol.2」第29号（※福岡県教育委員会ホームページからダウンロードできます）に掲載しています。

子どもの人権が尊重される社会を目指して

　2019（令和元）年は子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が採択されて30年になります。子どもの権利条約とは、子どもの人権の尊重、保護の促進を目指した条約で、1989（平成元）年の第44回国連総会で採択されました。しかし、世界を見渡してみると、貧しい暮らしに苦しんでいたり、戦争に巻き込まれたり、さまざまな差別を受けたり、子どもたちは多くの問題に直面していることがわかります。

　そこで、今回は、子どもたちをはじめとした国民の生命と安全にかかわる重大な問題である北朝鮮当局による拉致問題や子どもの権利条約を活用した授業例を紹介します。

1　子どもの権利条約が採択されて2019（令和元）年で30年、子どもたちを取り巻く環境は？

○子どもたちには、どんな権利があるの？

⇒子どもの権利条約では…
- ①生きる権利
- ②育つ権利
- ③守られる権利
- ④参加する権利

しかし、子どもたちを取り巻く環境は？

　いじめ・校内暴力・児童虐待・児童買春・児童ポルノ・貧困問題など、懸念すべき状況にあります。新たに生起するその他の人権課題についても、子どもの権利①～④の侵害につながっているものがあります。

- ・性的少数者の人権　・人身取引（トラフィッキング）
- ・北朝鮮当局による拉致被害者等の人権　…など

2　人権教育の教材として、アニメ「めぐみ」の活用は？

北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」とは？

　昭和５２年、当時中学１年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いた２５分のドキュメンタリー・アニメ。

※この作品は、コピーフリーのため動画ファイルを無料でダウンロードできます。

参考：「北朝鮮による日本人拉致問題（www.rachi.go.jp/）」

アニメ「めぐみ」の活用に関する県教育委員会の取組

　福岡県の「県民の声のページ」（kvoice.pref.fukuoka.lg.jp）に、「いじめの原因になるという理由で、拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の上映をしていないところがあると聞いた。小・中学校で上映してほしい。」という旨の意見が寄せられたこともありました。このことについて、県では次のように回答しています。

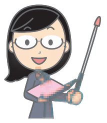

【県からの回答】

　拉致問題啓発アニメ「めぐみ」は、国が制作し、文部科学省が選定作品と認定したものであり、県教育委員会としましては、本DVDの活用促進について、毎年、各学校に周知を図っております。今後とも、国及び市町村と連携しながら、本DVDの活用促進を含め、拉致問題に対する児童生徒の理解が深まるよう努めてまいります。

3　アニメ「めぐみ」を活用する時のポイントは？

○大切にしたいシーンは「街頭での啓発・署名活動」
○いじめやヘイトスピーチにつながらない支援

「このシーンから学ぶ　ポイント①」

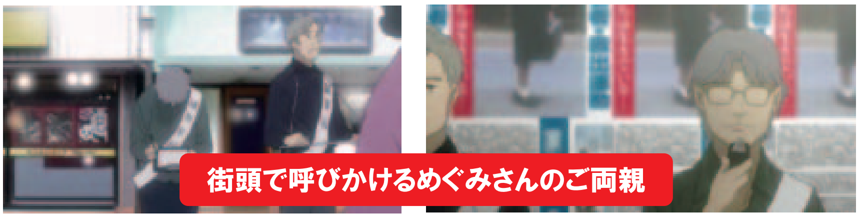

私たちは、北朝鮮に住む一般市民の人たちを憎んだり恨んだりしているのではありません。（中略）お願いします。お願いします。…

「北朝鮮当局」による拉致被害者等の人権について考える ⇔ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）

「北朝鮮当局（拉致の実行者）」と「本邦外出身者」を**同一視しない**
⇒ 不当な差別的言動（ヘイトスピーチ等）を**正当化しない！**

→ 人権に関する知的理解の深化

「このシーンから学ぶ　ポイント②」

「他人事」として、**知ろうとしない**のは誰か、**感じ、考えようとしない**のは誰かを考える･･･（『誰か』＝『自分自身』）
⇒**人権侵害**と**人権課題への無関心**は同等のものであるという認識をもつ

→ 人権感覚の育成

「このシーンから学ぶ　ポイント①、②より」

人権尊重精神の育成
（自他の人権を守るために行動すること）

↑ 人権に関する知的理解の深化
↑ 人権感覚の育成

【人権感覚の定義】
人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚

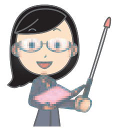

これらのポイントを踏まえた、北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の具体的な活用例は？

4　北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の具体的な活用例は？

活用する教科等（中学校　第２学年　学級活動）

第１次…欲しいもの、子どもの権利条約をもとに、権利について考える。

第１次

1　自分が欲しいものやしたいことは？

・スマートフォン　・部活動
・ゲーム　・友達と遊ぶ　など

めあて
子どもの権利条約とは何かを調べよう。

2　人が生きていく上で大切なものは？

・食事や水　・自分の意見を言える
・きれいな空気　・愛し、愛される権利　など

3　《子どもの権利条約》…1989 年に制定

●４つの原則とは？
・子どもにとって最もよいこと　・命を守られ成長できること
・意見を表明し参加できること　・差別のないこと

●どんな権利があるの？
①生きる権利　②育つ権利
③守られる権利　④参加する権利

まとめ
（私たち）子どもも大人も同じように権利があり、
子どもの権利条約において権利が保障されている。

4　本時学習を振り返り、次時への学習につなぐ。

・今日は、子どもの権利条約について学習してきたけど、今も守られていない権利ってどんなものがあるかな？

指導のポイント

ⅰ　自分が欲しいものを、思いつくまま書かせる

ⅱ　グループ交流で考えを深める
①自分が欲しいものを出し合う
②人間が生きていく上で大切なものを考える
③全体で共有する

ⅲ　２の「大切なもの」と子どもの権利条約を比較し、権利について考えを深めさせる

ⅳ　学習終わりの子どもからの「問い」は、次時の学習につなぐ

◎指導上の留意点

個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定されます。学習で扱う内容や表現等に対する児童生徒の反応に留意するとともに、日頃から適切な児童生徒理解や保護者理解に努め、その願いを把握し、家庭・地域等と連携を図ることが大切です。
教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要があります。

第２次…アニメ「めぐみ」を視聴し、人権を尊重する大切さについて考える。

第２次

指導のポイント

１　前時学習を振り返り、本時学習のめあてにつなげる。

めあて
アニメ「めぐみ」を視聴して、日々の生活で大切にしたいことを考えよう。

２　アニメ「めぐみ」を視聴し、人権について考える。

・登場人物について補足説明する。
・拉致問題について概要説明する。
●街頭で救出を必死に呼びかける両親の気持ち。
「私たちは北朝鮮に住む一般市民の人たちを憎んだり恨んだりしている
わけではありません。（中略）…お願いします。お願いします。…」
●呼びかけを素通りしたり、協力を拒絶したりする人々の姿から。
・知ろうとしないのは『　　』
・感じ、考えようとしないのは『　　』

ⅰ　補足説明・概要説明後にアニメ「めぐみ」を視聴させる

ⅱ　７ページの「活用するときのポイント①②」を参考にする

３　次の視点をもとに、人権について考える。

●人権が大切にされる社会をめざして、「今、私にできること」について考えよう。
●人権を大切にした生活を送るために、これからどうしていきますか。

まとめ
・拉致問題は、人が人らしく生きる権利を奪う人権問題である。
・「人権にかかわることは、ごく身近にある」という意識をもつことが大切である。

４　学んだことと自分の生き方とを結びつけ、「今、私にできること」について考えを書く。

福岡県 KARA

子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するには、社会全体が、子どもの人権を尊重し、子どもが健やかに育ち、成長・発達することの大切さを改めて認識することが必要です。このため「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の趣旨について、県民一人ひとりが理解を深められるように、福岡県だより等で広報・啓発しています。

また、福岡県教育委員会では、各県立学校、各市町村（学校組合）教育委員会に対し、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進や、北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの実施について通知しています。

部落差別のない社会の実現を目指して

みなさんは、このような声を聞いたことがありませんか？

同和問題って
昔の話ですよね？

部落差別って
どこで起きているの？

何が部落差別なのか知らないし、私は部落差別なんてしないし、…

差別的な落書き・投稿

現在でも公共施設等に差別的な内容の落書きをしたり、ビラをまいたりするといった事案が発生しています。インターネット上に特定の地域名や個人名を無断で掲載し、部落差別を助長・誘発する事案も、依然として確認されています。中には、公的機関であるかのような名称を用いてこのような差別的情報の投稿を行っているケースもあります。

身元調査・同和地区問合せ

業者等に依頼したり市役所や町村役場に問い合わせたりするなどして、特定の地域が同和地区であるか、特定の個人の出身地や親族等が同和地区とつながりのあるものなのかを調べる事案が確認されています。結果にかかわらず、こうした行為自体が部落差別につながります。

えせ同和行為

同和問題を口実に、企業や行政機関等へ不当な圧力をかけ、物品の購入や寄附金の拠出を強要したり、業務に介入したりする行為です。こうした行為は、同和地区とつながりのある方々や、同和問題の解決に取り組んでいる方々への偏見を生み、部落差別の解消を阻む要因となります。

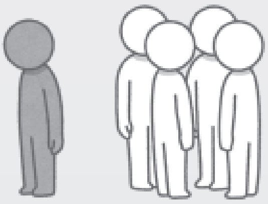

結婚・就職等における差別

上記のような差別的情報・調査に基づき、結婚に反対したり、就職等において不利な取扱いをしたりするなどの事案が発生しています。しかし、結婚差別については極めてプライバシーに係る問題であることから、明らかにされている事案の数は多くありません。また、就職差別については、受験生本人が気づけなかったり、「自分は同和地区と関係ないから何を質問されても構わない」という意識をもっていたりすると、事案を把握できないこともあります。

【参考：リーフレット「改めて同和問題（部落差別）について考えてみませんか」
（公益財団法人人権教育啓発推進センター）】

福岡県では「部落差別解消推進法」の基本理念や規定を踏まえ「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました！

福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

（福岡県部落差別解消推進条例）【平成 31 年 3 月 1 日施行】

【経緯】

福岡県では、平成７年に「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定し、結婚や就職の際の部落差別事象の発生の防止をはじめ同和問題の解決に努めてきました。しかしながら、従来からの差別落書きに加え、情報化の進展による状況の変化に伴い、インターネット上での差別書き込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別事象が発生しています。また、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）」が施行され、地方公共団体は、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されました。

こうしたことから、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「部落差別解消推進法」に定められた基本理念や相談体制の充実、教育・啓発の推進などの規定を新たに加えた「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（福岡県部落差別解消推進条例）」を、平成31年3月1日に施行しました。

本条例のポイントは３つ！

1

【基本理念や県の責務を明記】

- ●部落差別のない社会を実現することを目的としています。
- ●県民一人一人の理解を深めるよう努めることを基本理念として、県は、国や市町村との連携を図り、部落差別の解消に関する施策を行う責務があります。

2

【部落差別の解消に向けた施策を推進】

- ●部落差別に関する相談体制の充実や部落差別を解消するために必要な教育・啓発を行います。
- ●部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行います。

3

【結婚や就職に際しての部落差別事象の発生を防止】

- ●県民及び事業者は、結婚及び就職に際しての同和地区への居住に係る調査や調査に関する資料の提供など、部落差別事象の発生につながる行為をしてはいけません。
- ●県は、部落差別事象の発生の防止のため、県民及び事業者に対し、必要な指導・助言を行うことができます。
- ●県は、事業者に対し、調査を中止すべき旨と必要な措置をとるべき旨を、勧告することができます。

本条例は「部落差別解消推進法」と
これまでの条例を踏まえた構成になっています！

第一章　部落差別の解消の推進
　第一条　　目的
　第二条　　基本理念
　第三条　　県の責務
　第四条　　相談体制の充実
　第五条　　教育及び啓発
　第六条　　部落差別の実態に係る調査
　第七条　　意見の聴取
第二章　結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止
　第八条　　趣旨
　第九条　　県の責務
　第十条　　県民及び事業者の責務
　第十一条　指導及び助言
　第十二条　申出
　第十三条　勧告など
第三章　雑則
　第十四条　解釈及び運用
　第十五条　規則への委任

「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会の実現に向け、基本理念や県の責務などを規定しています。

結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止について、改正前の「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の内容を引き続き規定しています。

【人権問題に関する県民意識調査（平成 28 年）より】

「同和問題を解決するには、どうしたらよいと考えますか」という問いに対して、42.7％の人々が「学校教育・社会教育を通じて、差別をなくし、人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」と回答しており、前回（平成23年）に続いて最も高い値を示しています。

【教職員の人権意識、人権教育に関する調査（平成 28 年）より】

「人権教育を進める上で、特に重要だと考えられること」は、各年齢層、各校種、各職種とも、「児童生徒の関係づくり、学級等の集団づくり、人権が尊重される環境づくり等に関する内容」が高い割合（約70～80％）です。また、「自分が身に付けなければならないこと」としては、「人権感覚、実践意欲・態度」、「人権に関わる知識」が上位となっています。

福岡県KARA

令和元年度福岡県教育施策実施計画では、「人権教育・人権啓発の推進」の施策の基本的なねらいとして、法律・条例等を踏まえた教育・啓発の推進を図ることが記されています。

学校教育においては、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果から明らかになった課題等を踏まえ、研修の改善・充実を図るとともに、効果のある取組についての実践的研究を進める必要があります。

社会教育においては、県民の人権尊重理念の理解・体得のために体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行うことが大切です。

授業・研修等で活用できる資料・教材を紹介します！

啓発資料

福岡県では、本条例を周知するためのポスター、チラシ、リーフレットを作成しています。県のホームページから PDF ファイルをダウンロードすることができます。

リーフレット
A4/4ページ

視聴覚教材

人権・同和教育課［福岡県庁４階］、各教育事務所、福岡県立社会教育総合センターでは、同和問題・部落差別に関連する視聴覚教材の無償貸出を行っています。
（※以下は人権・同和教育課にて貸し出している作品です。）

『シリーズ映像でみる人権の歴史』（全６巻）各 15 分
小・中学生向け ／ 社会科の教科書に基づく構成

『光射す空へ』46 分 ／ 中学・高校生向け
若年性認知症・性的少数者の人権についても学べる教材

『“尊重する”から始めよう』29 分
高校生・一般向け ／ 公正な採用選考について

『あなたに伝えたいこと』36 分 ／ 高校生・一般向け
インターネット時代における同和問題について

『ともに生きる私たちの未来』38 分
一般向け ／「部落差別解消推進法」について

『人権アーカイブ・シリーズ　同和問題』19 分
一般向け ／ 教育・研修担当者向けに 61 分版も収録

この他に、当事者自身が部落差別と向き合ってきた人生を語る『部落の心を伝えたい』シリーズもあります。

貸出が重複しないように、来庁・来所される前に電話でお問い合わせください。

人権教育学習教材集「あおぞら２」より
みんな なかよし（小学校）

人権教育学習教材集「あおぞら２」の教材開発の６つの観点の一つ「社会と人権」では、学校や地域社会における人権に係る課題を捉え、すべての人の人権が尊重される社会を目指すことを目標としています。その中から小学校低学年教材「みんな なかよし」を紹介します。

1　教材の解説

「みんな なかよし」

本教材は、互いの存在の大切さや自分自身の存在が認められている心地よさを実感することで、人権意識を養うことを目的としています。

内容は、試しの活動として体験活動を位置付け、仲良くすることに対する課題を見付け、課題解決のためにできることを話し合い、自分にできることを自己決定することができるように構成しています。

『本教材で育てたい資質・能力』

○　友達と仲良くすることにより、互いの存在の大切さや自分自身の存在が認められている心地よさを理解することができる。【知識的側面】

○　集団の一員としての自覚を深め、友達と仲良くしようとする。【価値的・態度的側面】

○　集団活動において、自他のがんばりを認め合いながら、みんなと仲良くするために自分にできることを実行することができる。【技能的側面】

2　教材を活用した授業例

活用する教科等（小学校 第２学年 学級活動）

◎ねらい

○　友達みんなで仲良くするためには、友達と力を合わせることが大切であるということを理解して、みんなで仲良くしようという実践意欲をもつことができるようにする。

○　友達みんなで仲良くするために、自分達ができることを考えたり、自分の考えを伝えたり、友達の考えを聞いたりして、自他の考えのよさを認め合いながら話し合おうとする態度を養う。

展開例

学習活動（子ども）	指導上の留意点（教師）
①友達と仲良くできたりできなかったりしたことについてのアンケートの結果から学習のめあてをつかむ。 めあて 　みんなで仲良くするために、自分にできることを決めよう。	事前にアンケートをとり、その結果を提示しながら、めあてをつかませます。
②みんなで仲良くできていることについて振り返る。 ○○集会で、みんなと仲良く力を合わせてがんばってとても楽しかった。	みんなで仲良くできたときの様子や気持ちを話し合うために、これまでの活動を振り返らせます。
③みんなで仲良くできなかった時のことを振り返り、みんなと仲良くするための課題を見付ける。 ○○集会の時、力を合わせることが難しかったな。 困っている友達のことを考えていなかったな。 **体験活動の例**	「力を合わせる」という視点に気付かせるために、「空き缶立て」や「新聞乗り」などの体験活動を行います。また、障がいのある児童も一緒に活動できるようにするために、その児童の特性に応じた活動を設定します。
④みんなで仲良くするためにできることを話し合う。 力を合わせたり、困っている友達と助け合ったりすると、みんなと仲良くできる。	すべての子どもの発言を保障し考えのよさを認め合うために、ペアやグループ、全体交流で考えのよさを出し合う場を設定します。 自己決定が難しい子どもには、集会活動などの集団活動を例に挙げて、その時のめあてを決めるように声かけをします。
⑤学習を振り返り、みんなで仲良くするための自分のめあてを決める。	

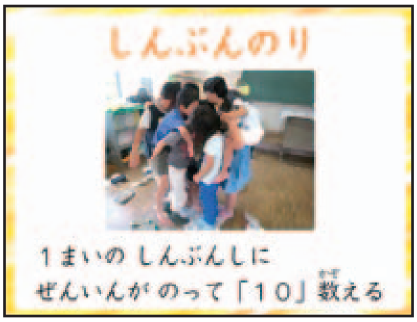

やすし先生のおすすめ人権教育DVD

県内の大学で人権教育の講義を担当されているやすし先生が、講義で実際に使用したDVDを、おすすめポイントと受講生の感想とともに紹介します。

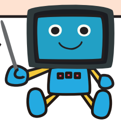

『シリーズ映像でみる人権の歴史（第3巻）近代医学の基礎を築いた人々』D2760

解体新書発刊の経緯を通して、当時差別されていた人々が持っていた知識と技術に着目し、そのことが近代医学の発展にどうつながったかが解説されています。また、知識や技術だけではなく、腑分けに立ち会った杉田玄白らが、医学的な知識を得ることを通して、「人は同じである」という視点に立って医療を行うようになったことも紹介されています。その他にも、最初に教科書の記述の紹介があるなど、今までの学習を想起しやすく工夫されています。また、江戸時代の以前の社会の中で排除された人々の存在についても触れられており、被差別の立場の人々がどう形成され、身分制度の社会につながっていったのかについてもわかりやすくまとめられています。【１７分】

やすし先生

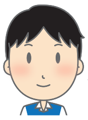
受講生

差別されていた人たちが薬や太鼓をつくって社会に貢献していたことを初めて知りました。また、杉田玄白が人の体はすべて同じであり、身分の高い人、低い人、関係なく治療を行ったということを聞いて、差別をなくすための一歩として、知ることがいかに大切かということを感じました。

江戸時代の話を聞いていると、その時代の治安・掃除・病気を治すための薬作りを支えていたのが、差別されていた人々というのは驚きます。たくさんの人々を支えているのだから、現代だと尊敬されるのにと思います。また、日本の医学の進歩に携わっていたことを知り、プラスのイメージをもちました。

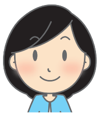
受講生

平成 30 年度購入DVDの紹介

『Voice!!!人権の教室』D3085

この作品は三編で構成されており、さまざまな人権課題の解決に向けて大切なことは、人権を自分の問題として、また日常の問題としてとらえることであるということを考えさせられる作品となっています。【３８分】

【内容】・オリンピック・パラリンピックと人権
・北朝鮮による拉致問題　・子どもの人権（いじめ問題）

編集後記

▼令和元年度福岡県教育施策実施計画には、個別的な人権課題について、法律や条例を踏まえた教育・啓発を推進することが示されています。「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」もその一つです。
▼市町村においても、部落差別のない社会を実現するための条例を制定した、もしくは制定する予定のところが増えており、人権教育・啓発の重要性はますます高まっています。本誌も、人権教育指導者向け学習資料としてあらゆる差別のない共生社会の実現の一助となるように、色々な情報をお届けしていきます。
▼第四十四回国連総会において「子どもの権利条約」が採択されて三十年。未来を担う子どもたちのために、身近な地域社会において人権が尊重されているか、常に点検していきましょう。（海）

ワン！ポイント
この編集後記には、ユニバーサルデザインの視点で作られた**「ＵＤデジタル教科書体」**を使用しています。従来の字体より読みやすく、教育現場での使用が広がっています。

「KARA FULL」は福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。
テキストデータも掲載しています。

KARA FULL 福岡 で 検索